

有限会社マルキョウ建設一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和 7年 4月～	年次有給休暇の取得状況について実態を把握
令和 7年10月～	社内検討委員会での検討開始
令和 8年 4月～	計画的な取得に向けた管理職研修の実施
令和 8年10月～	有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組開始

目標2：所定労働時間を削減するため、ノー残業デーを月1回程度は実施し継続する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和 7年 4月～	ノー残業デーの実施状況の把握
令和 7年10月～	社内ミーティングにおいて検討開始
令和 8年 4月～	計画的なノー残業デーの設定を実現するための工期設定について発注者や元請事業者に対して協力をお願い
令和 8年10月～	目標を達成出来ていない社員に対する面接指導(3ヶ月ごと) 管理職への研修(年1回程度)